

農地中間管理事業等に関する担い手等との意見交換の実績

令和2年4月～令和3年3月

1 担い手等との意見交換実績

経営体・農業者（26）

農業委員会（2）

2 担い手等からの主な意見

○ 機構事業について

- ①既存契約（特定農作業）は書類が簡素で自動継続ができるが、機構事業では膨大な書類作成があり、市町村の協力が必要になる。また、契約後に農地売買を希望するなどの解約トラブルもあり、機構を活用するより特定農作業による契約のほうが使いやすい。
- ②借受け圃場が大型機械に対応できない（入れない、地盤が悪い、電柱の設置等による圃場条件の不備）圃場が存在するため、担い手の規模拡大に対応できていない。担い手の大規模化により、機械の大型化に対応できるような圃場整備など地域の担い手からの要望も高い（圃場条件が悪いことによる解約事例）。
- ③県外農業者が地元営農組合エリアにおいて、地域の標準賃料より高めの賃料を設定するため、集約化の阻害になっている場合がある。
- ④地図化により担い手の圃場が分散していることは理解できるが、ゾーニングによる担い手への集約については、圃場条件（良田、並田、悪田）が異なる場合もあり、権利移転の障害になる場合がある。土地交換等による集約を図るには、基盤整備による圃場条件の改良（均一化）が必要になる。

○ 人・農地プランについて

- ①プランの話合いによる現場の意見の把握は進みつつある。しかしながら、行政主体の取組み地域が多いのが現状であり、プランの実現に向けた地域のリーダーを発掘し、地域が主体となって取り組んでいくための支援が必要である。中山間地域等直接支払交付金等が地域活動に有効に活用されている地域がある反面、個人への配分が主体となっている地域もあるなど、取組みに地域差があるのが実情。
- ②人・農地プランの作成に当たっては、水稻だけでなく、地域の畜産関係（養豚、牛）も盛り込んでほしい。
- ③アンケート結果を見ると、無回答や入り作者、また、個人情報の取扱いなどがあるため、難しい面ある。

- ④未相続農地や有休農地の発生など、5，10年先の農業は明るくない。既存の担い手に加えて地域の営農に協力してもらえるような農家をプランの中に選定していくなど、将来にわたって地域全体を盛り上げていくような体制づくりが必要である。

○ 農業政策全般について

- ①農業用水路等の管理は、共同作業で行っている。一方、集落でのアンケートでは地域活動の低下などによる将来の共同作業への不安を指摘している。

自治会等組織との連携による共同作業が重要になるが、特に、中山間地域、市街化が進む地域での農業は、平坦地域の効率化農業だけでなく、食糧安全保障や環境保全などの上からも農業のあり方を考える必要があるのではないか。

- ②中山間地域では畦畔管理が担い手の負担になっている。畦畔管理を地域で行っているところもあるが、担い手が行う地域では、担い手の規模拡大、地域の高齢化等地域状況の変化もあり、畦畔や水路管理が今後の課題となっている。
- ③地域（中山間）でコメのオーナー制度を独自で行っている。生産条件の悪い中山間地域では、受け手の所得確保、地域農地の保全の上からもオーナー制度の取組みを拡大し、地域を盛り上げるキッカケとしていきたい。
- ④出し手側に不在地主の増加や世代交代により土地に対する無関心が増えている。また、受け手に管理費を出してまでして、一部には農地を管理してもらうことへの抵抗感もある。
- ⑤中山間地域では、(1)担い手の確保、(2)獣害、(3)畦畔管理対策が大きな課題。営農組合は高齢化による人手不足、恒久的な獣害対策、畦畔管理の在り方等について解決する必要がある、地域の話合い、県等の支援、予算の確保をお願いしたい。
- ⑥山間地域（特に、急傾斜）では、経営体としての担い手の確保が難しい。圃場整備もまとまった面積とならないため、要件的に事業化することができない。